

日本のマネロン対策、次の一手

【連載】第11回

収納代行や決済代行 におけるリスク



KPMG/あずさ監査法人
金融アドバイザー・事業部
エグゼクティブ・アドバイザー
尾崎 寛

バルク送金・ 差金決済送金

前回、金融機関においては、日ごろから継続的顧客調査を通じて顧客の事態把握を通じて、商流や実質的支配者を確認し、経済制裁対象者・国との取引等に巻き込まれないことが大事であるという説明をした。このほか、銀行を悩ませる取引に「バルク送金」がある(注1)。

バルク送金とは、海外送金サービスを提供する事業者や、い

わゆる収納代行業者・決済代行業者と称する者が、複数の小口送金取引を取りまとめた上で、自分の名義で行う送金を指す。例えば、海外送金サービスを提供する資金移動業者が、国内拠点と海外拠点との間で複数の小口送金取引を取りまとめて決済を行う場合が挙げられる。

銀行から見れば、資金移動業者名義の口座に国内の個人等から複数の振り込みがあるもの、それらを一本一本の海外送金にするのではなく、国ごとにまとめて海外送金(バルク送金)する

か、国ごとに貸方・借方を調整し、差額のみを送金することがある(差金決済送金)。

この場合、送金依頼人・受取人は口座名義人の資金移動業者であり、銀行からはそれらのバルク送金や差金決済送金の中に含まれる「個々の送金人や受取人に関する情報」を直接見ることはできない。従って、資金移動業者と口座を提供する銀行との間で、定期的にお互いのマネロン等対策の実施状況を確認し合いつつ、マネロンに利用されたり制裁対象者等が含まれたり

収納代行業者間 でのバルク送金

さらに、収納代行業と称するサービスを提供する民間事業者においても、犯罪収益移転防止法等で求められる取引時確認や取引モニタリングを経ないまま、国境をまたぐ資金決済と同じ機能を自らの顧客に提供している場合がある。例えば、国内の収納代行業者が海外の収納代行業者と連携して、それぞれの国で海外送金を行っている銀行等に口座を開設した上で、顧客から依頼された複数の小口海外送金を収納代行業者間でバルク送金

によって決済することにより、外為送金と同様の機能を国内顧客に提供することができる。

これらの取引も、個々の海外送金の送金人や受取人に関する情報が不透明となり、法令で求める適法性確認義務が果たせないリスクがある。そのような事業者が口座を提供している銀行は、リスクに応じた対応として、自らの顧客である収納代行業者のリスクの特定・評価を行い、収納代行業者へのリスクに応じた顧客管理措置を通じて、海外送金に関するマネロン等のリスクの低減措置を講じることが重要である。

なお、事業者からそのような事業を営んでいることを自主申告されるとは限らない。そのため、期中モニタリングによりバルク送金とみられる動きを確認した時点で、収納代行を行っているか否か等を継続的顧客調査の中でモニタリングし、顧客との対話を通じて、リスクの特定

・評価を行い、リスク低減策を講じる必要がある。

金融機関間の連携と速やかな届け出が重要

オンラインカジノ（注²）や風俗関連事業者など、公序良俗に反するサービスを提供している懸念がある事業者等による資金決済については、金融機関等で取引禁止をしていると考えられるが、実態が把握されないまま取引が行われている可能性がある。このような取引は犯罪組織や反社会的勢力の資金源となり、マネロンの温床にもなっている点に留意する必要がある。速やかに疑わしい取引の届け出を提出すべきである。

また、暗号資産交換業者が銀行に開設している銀行口座を受け皿として、不正送金を行う事例が確認されている（注³）。特殊詐欺等で詐取された資金が、このような経路で暗号資産に交

換されている可能性もあり、引き続き、金融機関同士で連携するとともに、疑わしい取引については速やかに届け出を行うべきである。

〔注〕1 国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書（令和4年版）」69ページ

「所管行政庁が新たに把握した脅威・脆弱性等」収納代行のスキームで、第三者から代理受領権を取得した上で、当該第三者から自らが開設している銀行口座宛ての入金を受け、集めた資金を、海外に所在する別の事業者に対して、まとめて送金（いわゆるバルク送金）する事業者が存在することが確認された。銀行にとつては、資金融動業者と同様に、顧客宛てに入金をする者や、最終的に資金を受領する者の素性を把握することができないリスクが存在。

2 2022年6月1日の衆議院予算委員会における山岸一生議員からの質問に対する岸田文雄総理答弁「御指摘のように、オンラインカジノ、これは違法でありまして」「オンラインカジノの入出金には様々な者が関与している可能性があると承知をしています。そ

して、委員御指摘の決済代行業者これがどのような存在なのか、その実態、必ずしも明らかにはなっていないと承知をしています。しかしながら、取引が犯罪による収益である疑いがある場合には、犯罪収益移転防止法に基づいて金融機関は政府に届けることになっており、政府当局は必要に応じてこの情報を捜査に活用していると承知をしています」

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kairiroku.nsf/html/kairiroku/001820820220601021.htm

3 国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書（令和4年版）」69ページ

「所管行政庁が新たに把握した脅威・脆弱性等」暗号資産交換業者が銀行に開設している銀行口座を受け皿として、不正送金を行う事例が確認された（大手銀行の子会社に対するモニタリングの中で把握）。主体や手口は不明であるものの、被害者が自らの意思で振り込んでいるケースもあれば、被害者が暗号資産交換業者見義の口座名義と口座番号の情報を詐取され被害者の意思に反して振り込みが行われているケースも存在。